

確定申告の季節となりました。申告の際の留意点や、便利なパソコンでの申告について今村署長に伺いました。

申告書等の作成はご自宅で!!

申告書はパソコンでの作成が便利です

税務署では、自宅等からのパソコンなどを利用した申告を推進しています。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやタブレットでの申告書等の作成ができます。こちらをご利用いただくのと混雑した会場へ出向く必要もなく、24時間いつでも利用いただくことができますし、自動計算機能があるので計算誤りのない申告書等が作成できます。そして、作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告にも利用できるといった多くのメリットがあります。



加古川税務署長
いまむら 今村 不可止 さん

作成した申告書等は、e-Taxを

利用してデータ送信することができ、プリントアウトして郵送で提出することもできますので、提出するためだけにわざわざ窓口まで足を運んでいただく必要もありません。非常に便利なシステムです。是非ご利用ください。

氏名・住所等の個人の情報を入力し、その後は画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。例年、申告書作成会場は大変混み合いますので、特に年金や医療費控除などの還付申告の方はぜひご利用いただきたいですね。まずは「確定申告書等作成コーナー」をクリックして作成にチャレンジしてみてください。思っている以上に操作は簡単ですよ。

2月16日(木)開設

加古川税務署では昨年と同じく、「ニッケパークタウン1階 センタープラザ」に土・日を除く2月16日(木)～3月15日(水)(9時～16時) 申告書作成会場を開設します。

なお、2月19日と2月26日の日曜日は開設していません。

加古川税務署には申告書作成会場を設けておりませんので、相談が必要な方は、ニッケ会場をご利用ください。

申告の際には、マイナンバーの記載が必要です

平成28年分の確定申告から、申告書

にご本人と配偶者・扶養親族のマイナンバーを記載しなければいけなくなりました。そして、マイナンバーを記載した申告書をご提出いただく際は、申告されるご本人の本人確認をさせていただきますので、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。その際に提示または写しの添付が必要な書類は次のとおりですので、お手数をおかけしますが、忘れずにお願いたします。

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナンバーカードの両面

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

以下の①及び②両方の書類

① 番号確認書類として「通

知カード」やマイナンバー

が記載されている住民票

② 身元確認書類として「運

転免許証」や

「パスポート」

などの身分証



申告期限間近になると、相談会場の混雑が予想されますので、申告書は余裕を持って早めの提出をお願いいたします。

詳しくは

<https://www.nta.go.jp/>